

公告第 07-080 号  
令和 8 年 2 月 7 日

被保険者各位

G L V 健康保険組合  
理事長 石川 雅一  
( 公 印 省 略 )

## 令和 8 年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかる標準報酬月額について、下記のとおりお知らせします。

記

令和 8 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和 7 年 9 月 30 日時点における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(342,513 円)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額

令和 7 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額 : 340,000 円 (24 等級)

※前年度 350,000 円 (25 等級) から 1 等級下がっています。

【適用期間】 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

以上